

## 【スケジュールの概要】 (H21年12月2日作成)

H22年8月10日請求分より

医科診療所	65歳未満	レセコン (電子レセプト に対応していない) <sup>※1</sup>	購入	H21.11.26以降に購入	⇒電子媒体又はオンライン請求
				H21.11.25以前に購入 <sup>※2</sup>	購入から5年を経過する日又は ⇒保守管理に係る契約終了まで★ 紙レセ可(最大H27.3.31まで)
			リース	H21.11.26以降にリース	⇒電子媒体又はオンライン請求
				リース中(含む再リース)	⇒リース(含む再リース)終了まで紙レセ可 (最大H27.3.31まで)
	レセコンなし(手書き)	⇒紙レセ(手書き)可			
65歳以上(電子媒体又はオンライン請求をしていない)		⇒紙レセ可(レセコンの有無にかかわらず)			

- ※1 電子レセプトに対応していないレセコンとは、「現にオンライン請求又は電子媒体による請求を行っていないレセコン」=紙レセで提出しているレセコンをいう。  
(電子レセプトを作成する機能を有するが紙レセで提出しているものを含む)
- ※2 H21.11.25以前にリース終了後買取した場合を含む。
- ★ H21.11.26以降に延長されたものを含む。

H23年5月10日請求分より

歯科診療所	65歳未満	レセコン (電子レセプト に対応していない) <sup>※1</sup>	購入	H21.11.26以降に購入	⇒電子媒体又はオンライン請求
				H21.11.25以前に購入 <sup>※2</sup>	購入から5年を経過する日又は ⇒保守管理に係る契約終了まで★ 紙レセ可(最大H27.3.31まで)
			リース	H21.11.26以降にリース	⇒電子媒体又はオンライン請求
				リース中(含む再リース)	⇒リース(含む再リース)終了まで 紙レセ可(最大H27.3.31まで)
	レセコンなし(手書き)	⇒紙レセ(手書き)可			
65歳以上(電子媒体又はオンライン請求をしていない)		⇒紙レセ可(レセコンの有無にかかわらず)			

- ※1 電子レセプトに対応していないレセコンとは、「現にオンライン請求又は電子媒体による請求を行っていないレセコン」=紙レセで提出しているレセコンをいう。  
(電子レセプトを作成する機能を有するが紙レセで提出しているものを含む)
- ※2 H21.11.25以前にリース終了後買取した場合を含む。
- ★ H21.11.26以降に延長されたものを含む。

ただし、医科・歯科ともに、以下の場合にはスケジュールにかかわらず紙レセプトでの請求が可能である。

1. 電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合
2. 契約済み販売業者の対応遅れ
3. 改築工事中や仮の施設で営業中
4. 廃止又は休止予定の医療機関
5. その他オンライン請求又は電子媒体を用いた請求を行うことが特に困難な事情がある医療機関<sup>※3</sup>

- ※3 パブリックコメントの意見に対する回答より：  
困難な事情があると認められる場合として、省令において各号列記することとされていますが、それ以外にも特に困難な事情がありうることから、バスケット規定として定めているものです。